

LGBTって知っていますか？

LGBTとは

L = Lesbian (レズビアン：女性同性愛者)

G = Gay (ゲイ：男性同性愛者)

B = Bisexual (バイセクシュアル：両性愛者)

T = Transgender (トランスジェンダー：
生まれた時の性と心の性が
一致せず違和感をもつ人)

泉佐野市

多様な性

性にまつわる場面で、現在の社会の中での「多数派」にあてはまらない、少数派にあたる人々のことを「セクシュアルマイノリティ（性的少数者）」と呼びます。

LGBT の人を「セクシュアルマイノリティ」と表すこともありますが、ここで忘れてはいけないのは、マイノリティだからといって「間違っている」とか「特別」ということではない、ということです。

約 13 人に 1 人の割合

日本で行われた複数の民間の調査結果によると、LGBT の人は全人口の 8% だといわれています。全人口の 8% というと、約 13 人に 1 人の割合になります。生きづらさを感じている人は、あなたの周りにもいるかもしれません。

それなのに、「自分の周りに LGBT の人はいない」と思っていないですか？ LGBT の人の中には、「受け入れてもらえなかったらどうしよう」、「今までどおりに接してもらえないかもしれない」、「からかわれたらどうしよう」など様々な思いから周囲に打ち明けられずにいる人がたくさんいます。

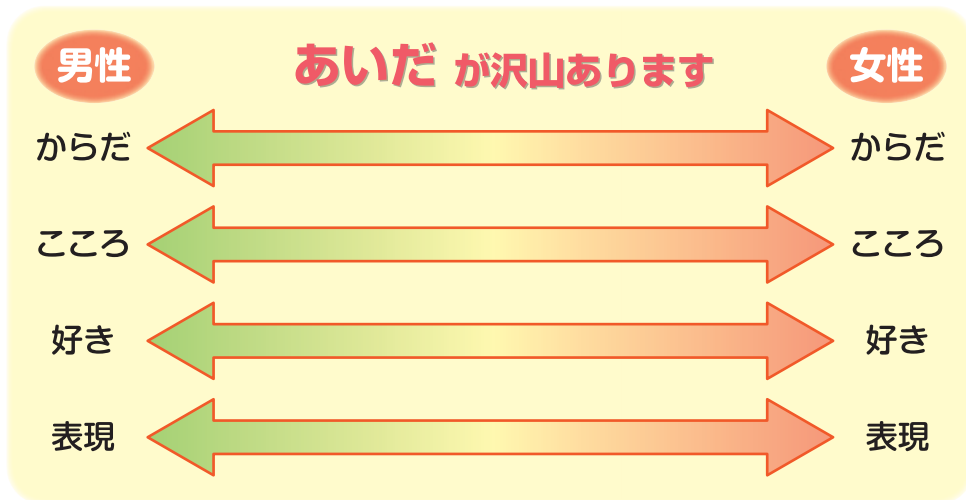
あなたの周りでも「いない」のではなく、「見えていない」だけかもしれません。

また、LGBT の人の悩みを、「自分には関係ない」と思っている人がいるかもしれません。しかし、家族や友人、身近な人の中に、誰にも相談できず悩んでいる人がいるかもしれません。

皆さんも、この機会に LGBT を理解し、自分のこととして考えてみませんか？

～セクシュアリティは十人十色～

いくつかの要素が組み合わさって、セクシュアリティ（多様な性）が存在しています。「男性」「女性」で単純に分けようとしたり、その人の服装、しぐさ、言葉遣いなどで性別を判断したり、固定概念で決めつけたりしてしまうことで、知らず知らずのうちに誰かを傷つけてしまっているかもしれません。



からだの性

(生物学的性)

生まれた時の生物学的な性を示します。男性と女性の両方の特徴を同時に持って生まれてくる(※)人もいるため、必ずしも男性と女性のどちらかに分けられるわけではありません。

こころの性

(性自認)

自分が自分の性別をどのように認識しているのかを示します。「からだの性」と「こころの性」が一致せず、自身のからだに違和感を持つ人もいます。

好きになる性

(性的指向)

恋愛対象が男性なのか女性なのかを示します。異性を好きになる人もいれば、同性を好きになる人もいます。また、好きになる相手の性別は問わない人もいれば、男性、女性どちらに対しても恋愛感情をあまり抱かないという人もいます。

表現する性

(性別表現)

服装や言葉遣いなどを自分自身がどのように表現したいのかを示します。からだの性・こころの性と表現する性が同じとは限りません。

(※…性分化疾患といい、性染色体や性腺、内性器、外性器など解剖学的性が先天的に非定型的な状態をいう総称)

SOGI(ソジ)とは・・・

Sexual Orientation Gender Identity

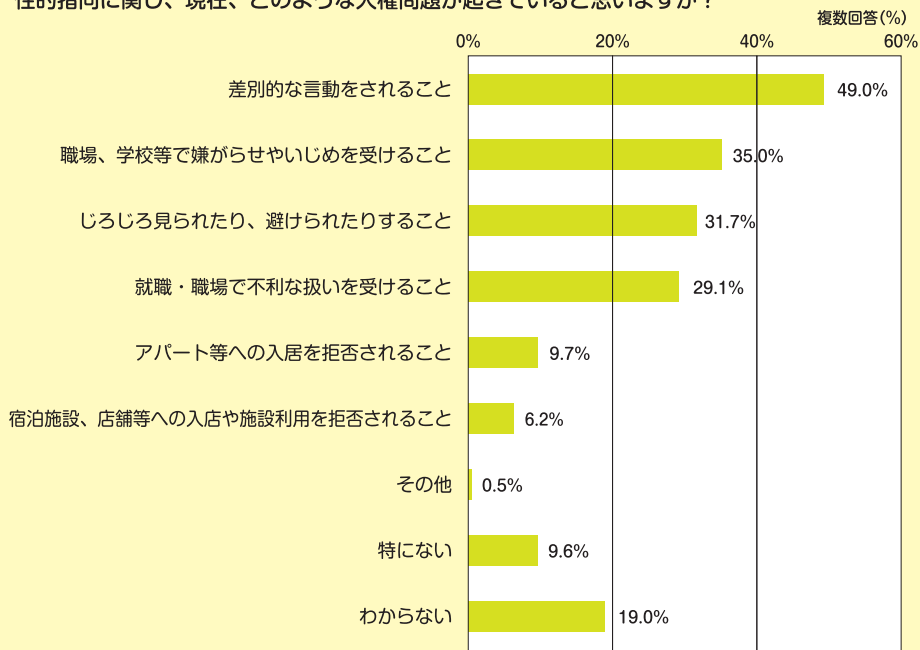
▶性的指向 (Sexual Orientation : セクシュアル オリエンテーション)

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



▶性自認（Gender Identity：ジェンダー アイデンティティ）

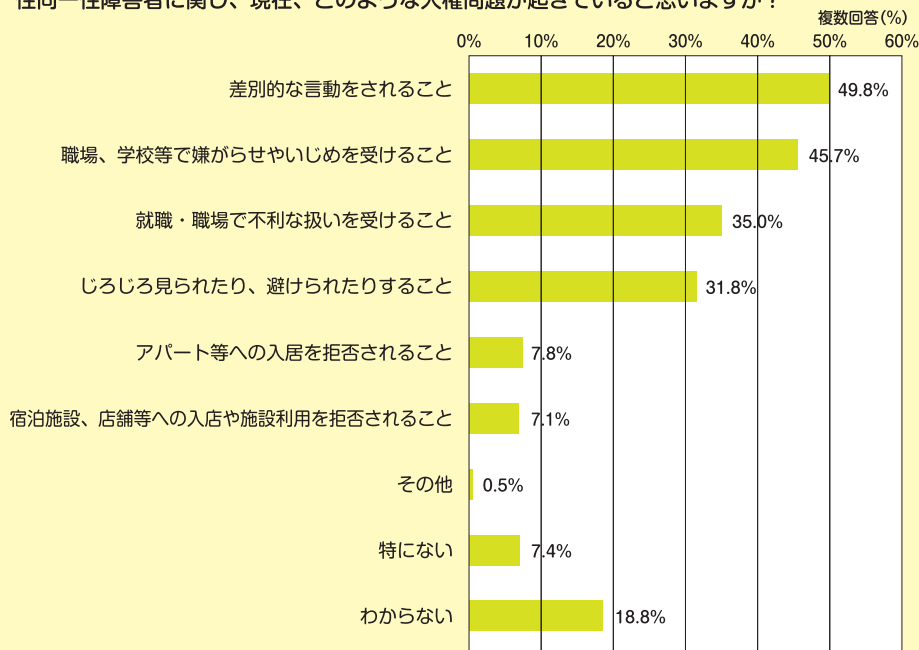
性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることもあります。

多くの人は、自認（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が一致していますが、この両者が一致しないために違和感を感じたり、からだの性をこころの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望むことさえあります（性同一性障害）。そして、こうした人たちが、偏見の目を向けられたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりすることがあります。

平成16年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました（平成20年6月の改正法によって条件を緩和）。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から

性同一性障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



レインボーフラッグを知っていますか？

レインボーフラッグは LGBT の尊厳と社会運動を象徴する旗です。現在最も広く使われているのは6色（赤、橙、黄、緑、青、紫）の虹色の旗です。様々な色で LGBT コミュニティの多様性を表しています。



レインボーフラッグは、
LGBT の尊厳と社会運動を
象徴する旗です。

レインボーフラッグの発祥はアメリカカリフォルニア州で、1970年代から使用されていますが、今では世界各国で使用されています。「アライ」（LGBT を支援し、理解している人）の表明としても使われています。レインボーのものを身に着けることで「アライ」の表明になるのです。企業でも包装用品や印刷物などに使用されている場合があります。

LGBT の人は周りの人の理解があっこそ、自分らしく生きていくことができるのです。「アライ」を増やして、レインボーフラッグを身に着けて、LGBT の理解者を増やしていくことがわたしたちにできる大切なことではないでしょうか。

レインボーフラッグを見かけたら、LGBT を理解するフラッグなのだと思ってください。ひとりひとりが“知る”ことですべての人が暮らしやすい社会を作っていきましょう。



身近な人から打ち明けられたら・・・

もしあなたの家族、友人、同僚から LGBT であることを打ち明けられたらどうしますか？

それはあなたが信頼されているということです。

あなたも誠実に向き合しましょう。

- まずは、話してくれたことに、「ありがとう」と伝えましょう。
- 打ち明けられた時に感じた疑問や気持ちを素直に伝えましょう。
- 「何かできることはない？」 「一緒に考えよう」 など、支える姿勢を伝えましょう。
- これまで打ち明けた範囲を確認するとともに、誰に伝えていいのかを確認しましょう。

※打ち明けるかどうかを決めるのは本人です。いつ、誰に、どのように打ち明けるのかは、本人が決めることであり、周囲がそれを強要したり、必要以上に詮索したりするようなことは、やめましょう。

打ち明けてくれた人を傷つけないために・・・

★勝手に話さない

あなたに打ち明けてくれたからといって、共通の知人にも話してよいとは限りません。本人の了解を得ずに、暴露することを **アウトティング** と言いますが、そのことにより自殺するなどの痛ましい事件が起きていることも事実です。決して本人の了解なしに他人には話さないようにしましょう。

★決めつけない

自分のセクシュアリティを決められるのは自分だけです。「勘違いじゃないの?」、「そのうち治るんじゃない?」と否定したり、「レズビアンってこうなんだよね」など、イメージだけで勝手に決めつけたりしないようにしましょう。型にはめようとせず、ありのままの相手を受け入れましょう。



セクシュアルマイノリティ（LGBT）相談窓口

下記の窓口では、セクシュアルマイノリティでお悩みのご本人はもちろん、家族、友人等からのご相談も受付けています。お気軽にご相談ください。

● 大阪弁護士会相談窓口

弁護士によるLGBTsのための電話相談

☎06-6364-6251（相談料無料）

第4月曜日 午後4時～午後6時 ※年未年始を除く。尚、祝日は別日に変更。

● 総合生活相談（人権侵害・就労支援・進路選択支援・生活相談）

泉佐野市内の身近な相談窓口です。

受付時間：月曜日～金曜日 9：30～16：30

人権推進課 ☎072-463-1212

南部市民交流センター ☎072-466-6464

北部市民交流センター ☎072-464-5726

まちの活性課（就労支援のみ） ☎072-469-3131

公益社団法人泉佐野市人権協会 ☎072-458-7444

● いずみさの女性センター

女性のための面接相談【予約制】

☎/Fax 072-469-7125

（相談日・時間は要問合せ。夜間相談あり。）

女性のための電話相談

☎072-469-7402

第1～第4水曜日 10：00～12：00、13：00～15：00

● 全国共通人権相談ダイヤル

みんなの人権110番

☎0570-003-110

（最寄りの法務局につながります。）

泉佐野市役所 人権推進課

〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

☎072-463-1212 FAX 072-464-9314

※この冊子は法務省委託事業により作成しています。